

第 3 回田川広域水道企業団水道料金等審議会 会議録

1 日時 令和4年1月24日（月） 15:00～16:15

2 場所 田川市役所別館 大会議室

3 出席者

（審議委員）	学識経験者・各首長が選出する者	7名
（オブザーバー）	福岡県県土整備部水資源対策課水道整備室（オンライン）	1名
	福岡県企画・地域振興部市町村支援課理財係（オンライン）	2名
（事務局）	田川広域水道企業団事務局本部	3名
	田川市・川崎町・糸田町・福智町水道事務所長	4名
	水道料金改定計画等策定業務受託業者（オンライン）	3名

4 配布資料

資料1	第2回審議会で頂いたご意見への対応
資料2	水道料金体系について
資料3	改定の影響早見表
資料4	改定の影響早見表まとめ

5 会議概要

1. 開会

・本年も昨年に引き続きよろしく願います。第3回の審議会の日程を12月10日から本日1月24日に変更させていただいた。委員の皆様には日程調整についてこの場を借りてお礼申し上げます。続いて会議資料の確認をさせていただく。まず次第があり、次に資料1「第2回審議会で頂いたご意見への対応」、資料2「水道料金体系について」、それから「改定の影響早見表」（取扱注意）と書いたA3の紙、それをまとめた早見表でA4の紙をクリップ止めしたもの、それから審議会の会議録を配布している。配布物についてご確認をお願いします。（事務局）

→委員確認

→よろしいか。それでは定刻となったので、ただいまより第3回田川広域水道企業団水道料金等審議会を開催させていただく。会長、議事の進行をよろしく願います。

（事務局）

→それでは次第に沿って進めさせていただく。（会長）

## 2. 議事

### (1). 第2回審議会で頂いたご意見への対応

・事務局より資料の説明をお願いします。(会長)

→それでは(1)「第2回審議会で頂いたご意見への対応」について、水道料金改定計画等策定業務受託業者より説明していただく。よろしくお願いします。(事務局)

→今回はオンラインで失礼する。「第2回審議会で頂いたご意見への対応」というところである。少し時間があいてしまったので、第2回審議会でどのような話をしたのかということをおしだけ振り返りできればと思っている。第2回審議会では主に料金水準を議論していただき、将来の収支の計画である投資財政計画というところを説明させていただき、それによって将来の料金改定率を平均単価から11%上方改定する、パターン③で大筋合意させていただいたところである。さらに料金体系のところでも口径別を基本とするというところでこちらも方針としては合意させていただいたと認識している。その中のご意見をいただいたものとして、今お配りしている「第2回審議会で頂いたご意見への対応」の2ページ目である。こちらはパターン①～③は内容は変わっていないが、パターン④のところで、もともと第2回審議会でお配りした資料では、一番下の10年後の料金改定率の想定が0%になる資料を出させていただいた。その際の改定率は、平均単価から18%改定するものがパターン④であった。こちらは10年後の料金改定が必要ないという情報になってしまうと、住民の方に誤解を与えるのではないかとのご意見をいただいた。また、18%というところも他のパターンとかなりパーセンテージが離れているというところもあったので、今回、13%上方改定というかたちに変えさせていただき、10年後は8.1%の改定が必要であるというかたちに資料を更新させていただいた。資料の説明としては以上である。(事務局)

・ただいま説明していただいた資料について質問・意見はあるか(会長)

→意見なし

### (2). 水道料金の体系について

・事務局説明をお願いします。(会長)

→こちらについても水道料金改定計画等策定業務受託業者より説明していただく。よろしくお願いします(事務局)

→引き続き説明する。少し説明が長くなるかもしれないがご了承いただければと思う。今回、水道料金体系についてというところで、前回、平均単価から11%改定というところで料金水準について議論していただいた。そこからどういった料金体系を具体的に想定していけばいいかというところの料金体系の案を今回示させていただいている。まずは現状がどういう状況にあるのか、料金体系案の大まかな方針を

どのように考えているかといった話からさせていただき、最後のところで具体的な料金体系案を示させていただければと考えている。

資料2の「水道料金体系について」の2ページ目から「現状の整理」である。3ページ目をめくっていただきたい。3ページ目では基本料金の体系を検討するに当たり規範となるもので日本水道協会が出している水道料金算定要領に沿って、こういった検討項目が考えられるかというところをまとめている。①から⑦まで検討の項目がある。まず①である。基本料金と従量料金の収入割合というもので、どの程度基本料金としていただいて、どの程度従量料金としていただくかというものである。こちらはのちほどまた出てくるが、基本料金の割合が高いほうが水の使用量に関わらず、料金をいただけるというところになるので、水道事業者（企業団）側からすると安定収入を得ることができるという考え方になっている。②の基本水量は、一定の水量までは基本料金分しかいただかない、一定の水量を超えた時は従量料金をいただくというものの水量である。こちらを下げていくと少量使用者が苦しくなっていく、上げていくと基本料金分しか払わなくていい人が増えるので、少量使用者に配慮した体系になってくるものになっている。そして③口径別基本料金である。13mmから100mmまで口径がある中で、口径別の基本料金をどう考えていくのかというところである。④従量料金の逡増度というものである。こちらの逡増度というのは使えば使うほど、従量料金が高くなっていくことを逡増と呼んでいる。これを入れるか入れないか、入れるとしたらどの程度の逡増度にしていくのかという検討を④でしている。これとあわせて⑥である。口径別に従量料金を変えていくか、単一にしていくかという話である。⑤水量区画である。こちらは従量料金を逡増性にしていく（使えば使うほど、従量料金単価が高くなっていく）とした場合にどのくらい使ったら、どのくらいの従量料金とするのか（従量料金が変わる水量区画をどれくらいにするか）という話になる。④、⑤、⑥はのちほどまとめて議論させていただければと思っている。最後⑦用途別料金は、口径別を基本とするという話になっているが、一部用途別を残すべきところがあるのではないかという議論である。

これらを水道料金算定要領ではどう考えているか、ということをもとめたものが4ページである。まず最初の基本料金収入と従量料金収入の割合の設定である。水道料金算定要領では、費用を分配し、費用項目に応じて基本料金と従量料金に配分するとなっている。一定の算定方法に従って割合を設定するということが記載されている。②基本水量の設定である。こちらは水道料金算定要領によると、基本水量を付与する料金体系は徐々になくすべきとされており、算定方法は示されていない。基本水量は水道を普及させるという当初の目的であったという位置付けになっており、すでにその役割を終えているのではないかということで、水道料金算定要領では基本水量は0というものが原則とされており、算定方法は示されていない。③口径別基本料金単価の設定である。これは料金算定要領では口径別に分け、基本料金単価を設定するということが記載さ

れている。これも一定のやり方に応じて設定するという方法が示されている。④従量料金の通増度の設定（最低従量料金）である。こちらは単一型を原則とすると示されている。単一型というのは通増度を設定しないこと。使えば使った分だけ従量料金が上がっていくというかたちにしないというのが原則とされている。そのため⑤の従量料金の水量区画というのも単一型が原則となっているので、水量区画の設定もせず、1つの区画というかたちになっている。⑥の口径別の従量料金の設定もなし。単一型で従量料金は一律であるということが示されている。そして⑦用途別料金の設定である。口径別の料金体系が原則となっているが、別途使用者群（用途別料金）を設定することも認められているという考え方である。これが料金算定要領での記載となっている。

ここから現在の1市3町の状況がどうなっているのかというのが5ページ目である。まず、①の基本料金収入と従量料金収入の割合である。こちらは1市3町の実績で、田川市は左側が基本料金で右側が従量料金であるが基本料金25%、川崎町が37%、糸田町が40%、福智町が31%とある程度ばらつきがある状況になっている。そして②基本水量をどう考えていくかというところであるが、1市3町での現状は、色々な基本水量設定がある。家事用や一般用等の、一般家庭で使われるようなところにおいては、だいたい5m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>という設定の幅がある。そして湯屋用や工場用等で90m<sup>3</sup>や100m<sup>3</sup>という大きな基本水量の設定もあるというような状況となっている。そして③口径別基本料金単価の設定というところであるが、田川市・川崎町・糸田町は現在用途別の設定となっているので、口径別基本料金単価の設定はない。福智町は口径別と用途別の併用制となっているので、口径別基本料金単価が設定されている。そして④から⑥である。従量料金の通増度の設定、単一型にするか通増型にするかというところであるが、こちらは1市3町すべて単一型の設定となっているので、④から⑥はなしと設定されている。⑦用途別料金の設定である。こちらは1市3町すべて用途別の設定がある。福智町のみ口径別と用途別の併用となっている。ここまでが現状の整理である。

これらを踏まえて6ページからであるが、「新水道料金体系案の方針」である。大きな方針というところを変更させていただいてる。

まず7ページである。こちらの第2回審議会資料というものを示させていただいている。1番上の文章であるが、資金残高ベースで総括原価を算定した後に、水道料金算定要領における考え方に基づき、料金体系のベースを設定していきたいと考えている。その設定の方法であるが、大まかに説明していくと、左上のグレーのバーであるが、左側に総括原価の算定とあり、ここでコストを集計していき、真ん中の総括原価の分解・配布というところで、コストを需要家費・固定費・変動費という3つに分解していく。これらを1番右の料金体系の基本料金と従量料金に割り振っていくというやり方をしている。需要家費というのは、検針や集金に関係する経費であるので

利用者が1人いれば、その方がいるだけでコストがかかるものなので、水の使用量とは関係なく基本料金に賦課するという考えである。1番下の変動費は、薬品や動力費等の浄水するためにかかるコストになるので、水を使えば使うほどかかってくるコストになる。なので水を使えば使うほどかかる従量料金に賦課しようという考え方である。問題は真ん中の固定費のところである。固定費も水を使えば使うほどかかる経費というわけではなく、施設が存在するだけでかかる経費というものがほとんどである。なので基本料金にすべて入れれば良いのではないかという考え方もあるが、そうすると一般家庭、少量使用者の方々への負担が大きくなりすぎるので、これを一定の基準に従い、基本料金と従量料金に分けるという考え方となっている。この分け方が複数のやり方があるというのが水道料金算定要領における考え方となっている。これは参考程度にご参照いただければと思う。

8ページ目である。料金設定案に関する基本的な考え方を企業団側と使用者側で分けて考えたものがこのページである。企業団側としては、要は、水道事業におけるインフラを維持・運営していくに当たって、安定的に経営を行っていただける料金の体系を検討していきたいと考えている。一方で使用者の目線でいくと、水道は生活に必要不可欠であるということ踏まえ、特に少量使用者の負担に配慮した料金体系を検討していきたいと考えている。

これらを踏まえ、先ほどの①から⑦の方針をどう考えていくかというものが9ページ以降である。まず①基本料金収入と従量料金収入の割合の設定である。現状を見ていただくと、基本料金を高めることで、給水量に影響されにくく、企業経営を安定的に行いやすくなるとされている一方で、1市3町の基本料金収入の割合は、水道料金算定要領に従って計算した結果と比較すると低めとなっている。検討方針としては、経営の安定を図る観点から、田川市の基本料金収入と従量料金収入の割合(25%)を大きく下回らない水準としていきたいと思っている。ここをもう少し上げようとすると、どうしても少量使用者の負担が大きくなる。特に田川市の少量使用者の負担が大きくなる。これを大きく下回ってしまうと、経営の安定を損なうところがあるので、25%を大きく下回らない水準としたいと考えている。次に②基本水量の設定である。こちらは一般用や家事用では、現在5 $\text{m}^3$ から10 $\text{m}^3$ の範囲で基本水量が設定されている。こちらは結論としては、8 $\text{m}^3$ に設定すると想定している。こちら8 $\text{m}^3$ を下回る設定にした場合、田川市の利用者の負担が大きくなってしまうので、田川市の少量使用者に配慮して8 $\text{m}^3$ と設定させていただいた。そして③口径別の基本料金単価であるが、こちらはのちほど具体的な料金体系を示していくが、過度な基本料金の引き上げは行わない。特に少量使用者への過度な基本料金引き上げは行わないという方針を考えている。一定程度の負担で抑えていくことで考えている。

10ページ目である。④、⑤、⑥である。④をご覧くださいと、従量料金は現在すべての市町が単一型に設定している。これは水道料金算定要領での原則どおりとなっている

るので、従来どおり単一型の設定にしていきたいと考えている。④、⑤、⑥はすべて単一型ということ考えていきたいと思っている。最後⑦用途別料金の設定である。口径別を基本としていくというところは前回の審議会で合意されたところだと思っている。検討方針の2つ目であるが、公衆浴場は、条例等により入浴料金の上限が定められており、水道料金が大きく変わってしまうと経営に大きな影響を与えてしまうので、個別の用途区分を設定することを検討している。そして一番最後であるが、ごみ処理場についても個別の用途区分を設定することを検討している。詳細は18ページにて説明する。用途区分の話は、具体的には次回の審議会の議題とさせていただきたいと考えているので、今回は頭出しである。ここまでが大きな方針の説明である。

ここから具体的な水道料金体系案を示させていただきたいと思っている。12ページである。料金体系案が①から⑥まで6つあるが、その6つをどう設定したかを説明させていただく。1番上の文章をご覧くださいと、水道料金算定要領に基いた料金体系を基礎にして、現状を踏まえて複数の料金体系を検討しています。水道料金算定要領に従った料金体系をベースにしながら、現状を踏まえて少し調整した料金体系というものを設定している。まず最初の(1)理論的な(水道料金算定要領に基づいた)料金体系というものを(ア)、(イ)、(ウ)の3つ示している。

先に13ページにいただいていただき、(ア)、(イ)、(ウ)3つあるが、この3つ以外にも算定要領の背景はあるが、現実的なのはこの3つだったということでこの3つを設定している。さらにこの中で1番現実的というか、大口使用者の改定率が低くなることをベースとして選んでいる。それが料金算定要領(ウ)である。それぞれ料金体系の特に下の2行、75mmと100mmのところをご覧くださいと、(ア)と(イ)が基本料金がかかなり高くなってしまっている。もともと今回の改定だと大口使用者の改定率がかなり高くなる傾向にあるので、大口使用者の改定率を低く抑えた(ウ)をベースとして選ばせていただいている。

12ページに戻っていただき、(ウ)をベース(参考事例)として選んだうえで、(2)現状の料金体系を踏まえた料金体系である。こちらは表になっており、13mmから25mm口径(少量使用者や一般使用者)の基本料金が横軸、30mm以上の口径の基本料金が縦軸となっている。まず13mmから25mm口径の基本料金の考え方でいくと左側の薄緑のところだが、田川市とイコールにした基本料金である。1番少量使用者の影響が大きいのが田川市となっているので、田川市の少量使用者に配慮した背景というのが左側の料金体系である。右側が現状の田川市の料金をベースに10%程度値上げするような料金体系を考えている。こちらが13mmから25mmの比較的小さい口径の基本料金の考え方である。縦の方の30mm以上の大口径と言われるところの基本料金の考え方であるが、こちらは現状福智町が口径別の基本料金を設定しているので、福智町をベースにした基本料金である。これは大口使用者の

負担がかなり少ない料金体系になっている。そして先ほどベースとして示した料金算定要領（ウ）である。算定要領のうち、（ウ）をベースにしたものを30mm以上の口径の基本料金として設定しているのが、下の段ということになっている。この4つの組み合わせで料金体系①、②、③、④を設定させていただいた。さらに料金体系案④をベースにししながら少量使用者や一般使用者にもう少し負担をしていただきながら、一方で大口使用者の負担を軽減する体系として、料金体系案⑤、⑥の2つを示している。具体的な料金体系が14ページからである。まず料金体系案①と②を比較していく。①の13mmから25mmの基本料金が870円、920円、970円となっている。こちらは田川市の現行の体系とイコールの体系になっている。料金体系案②の場合は、ここにさらに+10%程度の負担を求めており、950円、1010円、1070円となっている。そして30mm以上の基本料金は①、②共通となっており、今の福智町の料金体系に合わせており、そんなに小口径と変わらない水準となっている。そして従量料金は基本料金で回収できない料金をすべて従量料金で賄うというかたちで設定させていただいている。右側に目を移していただくと料金体系案③と④である。こちらをご覧くださいと13mmから25mmは①、②と同様で③が田川市とイコールで、④が田川市に+10%程度の基本料金になっている。30mm以上の基本料金は③と④共通となっており、水道料金算定要領（ウ）の考え方の基本料金となっている。

そして15ページにいていただくと、④をベースにししながら⑤、⑥を設定している。④と比較して、13mmから25mmの方により多く負担していただき、それによって30mm以上の使用者への負担を少し減らしている料金体系になっている。

先に16ページのスライドを説明するが、第2回審議会資料の再掲となっているが、用途別から口径別に変えていくというところの中で口径が大きい方が需要水量（使うはずの水量）が大きいので施設も大きくしなければならぬ。したがって、口径が大きい方が負担が大きくなっていくというのが口径別料金体系の考え方である。

17ページである。横軸が口径別となっており、縦が市町別の用途別になっている。この中で青く着色したところの方々は、従来の用途別の中だと口径に応じた負担となっていなかったもので、少し料金の負担が上がる方々となっている。反対にオレンジで着色している部分は口径が小さいにもかかわらず、用途が団体用や工場用等になっているため、負担が大きいのではないかという方々である。そのため今回料金が下がっている方々となっている。青く着色した中で、※を付けている部分（川崎町：団体用、工業用A、福智町：工場用、官公庁用）については、現状、基本水量が90m<sup>3</sup>、100m<sup>3</sup>とかなり大きくなっているため、基本水量が今回8m<sup>3</sup>とかなり下がるので料金負担がかなり大きくなる可能性がある。

スライドの中での料金体系の説明は以上であるが、具体的に各料金体系がどのくらい影響があるのか早見表でまとめたのが、資料3「改定の影響早見表」である。ご覧

いただくと、青く塗ったところが、現行料金から下がる方々で、黄色で塗っているところが、今よりも料金が上がる使用者となっている。白塗りのところは料金が現行から±0%のところと現在使用者がいないところである。各料金体系案の特徴というのをまとめているので説明する。

料金体系案①は、基本水量未満の使用者の方々は料金の上昇はないが、従量料金が他の料金体系と比較して、かなり高くなっており、特に田川市の一般使用者は使用水量の増加によって料金の値上げ幅がどんどん大きくなっていくというものになっている。少量使用者や一般使用者は田川市が1番影響が大きいので田川市に焦点を当てて記載している。2つ目であるが、30mm口径以上の基本料金は、現行の福智町の料金体系をベースにしているので、料金算定要領により算定された基本料金と比較すると負担が少なくなっている。

続いて料金体系案②である。②で大きく変わるのは左上の田川市の8<sup>m</sup>未満の方々にも一定の負担を求めているかたちになっている。特徴を見ていくと、基本水量未満の使用者にも一定の負担を求めているが、従量料金が他の料金体系と比較して高くなっているため、田川市の一般使用者は使用水量の増加により、料金の値上げ幅は大きくなるということである。30mm口径以上の基本料金は、先ほどと同様に福智町の料金体系をベースにしているため、料金算定要領により算定された基本料金と比較すると負担が少なくなっているということである。

続いて料金体系案③である。①と同様に田川市の8<sup>m</sup>未満の方々は値上げがないとなっている。特徴は、基本水量未満の使用者は料金の上昇はないが、従量料金が現行の田川市の一般用と比較して高いため、田川市の一般使用者は使用水量の増加によって、料金の値上げ幅が大きくなる。30mm口径以上の基本料金は、料金算定要領により算定された基本料金をベースにしているため、大口使用者の負担が比較的大きくなっている。黄色塗りの部分が大きく変わっている。その中の改定のパーセンテージが上がっているというものになっている。

料金体系案④である。こちらも②と同様に左上の白塗りだったところが黄色に変わっており、基本水量未満の使用者にも一定の負担を求めている。従量料金は他の料金体系と比較して低いので、田川市の一般使用者は、使用水量の増加に伴う料金の値上げ幅は少ないかたちとなっている。30mm口径以上の基本料金は、料金算定要領により算定された基本料金をベースにしているため、大口使用者の負担が比較的大きくなっている。

④をベースに少し調整したものが料金体系案⑤と⑥である。先に⑤を説明する。料金体系案④と比較して、基本水量未満の使用者を含む一般使用者(13mm、25mm等)により多くの負担を求めているということである。30mm口径以上の基本料金は、一般使用者により負担を求めることで、料金体系案④から少し値下げしているというものになっている。

最後に料金体系案⑥である。料金体系案⑤と比較して、さらに基本水量未満の使用者を含む一般使用者により多くの負担を求めているということである。30mm口径以上の基本料金は一般使用者に負担を求めることで料金体系案⑤から値下げしている。

これらは数字の羅列で多少分かり辛い部分もあるので、抽象的にまとめたものが資料4「改定の影響早見表まとめ」となっている。こちらは、今お話しした内容を各市町ごとの影響をまとめたもので、1枚目が田川市、2枚目が川崎町、3枚目が糸田町、4枚目が福智町というかたちでまとめている。値下げを含む値上げなしが◎、11%未満の値上げは○、11%以上20%未満の値上げは△、20%以上の値上げが×というかたちで表記している。さらに表の右側に基本料金収入割合というかたちで23%から28%の幅があるが記載させていただいている。この黒い枠囲みは、基本料金収入割合が比較的高いところを囲っている。こちらは先ほどの影響早見表をまとめたものなので、一旦説明はこのくらいにしようと思う。

パワーポイントのスライドに戻っていただき18ページである。こちらも次回への頭出しのような内容となっている。用途別として大きくごみ処理場と湯屋用（公衆浴場）の設定を検討する必要があると考えている。まず、ごみ処理場のところである。企業団を構成する4市町を含んだ8市町村は一部事務組合として、大任町にゴミ処理場を建設する予定となっている。大任町は水源不足等により、ごみ処理場への給水が困難であるため、企業団が給水を行うことを検討している。給水を検討するに当たって、企業団の議会から意見を受けており、その内容は、ごみ処理場が建設される大任町は企業団を構成する団体ではないということから、企業団に主に水を供給している伊良原ダムの建設において出資を行っていないため、構成団体内（1市3町内）に対する料金設定とは差をつけた方が良いのではないかという意見を受けている。この議会の意見を前提としながら、議論をするために、これまでどういった伊良原ダムの施設整備の負担をしてきたかというところを考慮しながら、その料金体系を設けることを検討したいということである。具体的な検討は、次回の審議会にて予定させていただいている。2番目の公衆浴場用は先ほど少し説明したとおり、条例等によって入浴料金の上限が定められているので、別の料金体系を設けることを検討している。これもまた次回示させていただく。最後に加入金である。加入金をいただくかいただかないかということも含めて、今検討を行っているので、これも次回の審議会にて示させていただく。これらそれぞれは、全体の料金収入から見ると影響は小さいが、検討結果次第では最大で1%程度料金改定率の変動する可能性がある。大変長くなってしまったが、一旦資料の説明は以上である。（事務局）

- ・ただいまの水道料金体系についての説明の中で質問・意見等あればお願いします。（会長）
- 基本水量の設定の8m<sup>3</sup>という具体的な根拠があれば良いと思うのだがそのへんは何かあるのか。田川市の利用者の負担が大きくなるので田川市に合わせるとということ

なのか。そもそも8 m<sup>3</sup>というのはどういう意味のある数字なのかというところをご説明いただければと思う。(委員)

→おっしゃるとおりだと思う。8 m<sup>3</sup>というのは、田川市の少量使用者の負担を考慮して8 m<sup>3</sup>という設定にさせていただいており、こちらの根拠を詰めていくと水道料金算定要領においては0 m<sup>3</sup>が妥当というところと、8 m<sup>3</sup>未満の方々に配慮が必要だということが、当時あったのだろうと想定していた。そのへんは確認していきたいと思っている。事務局本部いかがか。(事務局)

→少量使用者への配慮ということで8 m<sup>3</sup>というものが設定されたという認識である。(事務局)

→おそらく基本水量を7 m<sup>3</sup>から8 m<sup>3</sup>とするところが多いと思うが、例えば、1人当たりの水道使用量を平均するとだいたいこのあたりになるので、単身世帯の小規模使用者を基準にすると基本水量だけで賄える量はこれくらいじゃないかということを知ることがある。そのような説明ができれば良いのかなと思った。以上である。(委員)

→今言われたとおり、うちの水量はだいたい5 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>というのがおそらく多いところだと思う。先ほど、水道料金改定計画等策定業務受託業者から説明があったように、水道料金算定要領では算定方法を示されていないということなので、5 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>の平均で田川市の8 m<sup>3</sup>ということで、少量使用者に配慮したようなかたちをとっている。今、言われたような内容については参考とさせていただき、それについては調べさせていただく。(事務局)

→承知した。(委員)

・田川市の場合で良いのだが、少量使用者というか基本料金だけの世帯というのは、割合的に多いのか。(委員)

→第1回の審議会のところで説明したと思うが、基本水量未満というところとは少し違っているが、10 m<sup>3</sup>以下の利用者の方が約41%という数字が出ている。田川市に限定して8 m<sup>3</sup>というのは、今手元に数字がない。(事務局)

→今の説明では10 m<sup>3</sup>以下が41%ということか。(会長)

→そうだ。(事務局)

→私が聞いたかったことは、結局8 m<sup>3</sup>を基本料金としてもそこまでは使っていない方もおられるかと思う。でも極端な話5 m<sup>3</sup>でも同じ基本料金を取られている方もおられるかと思うのでそこを聞いてみたかったということである。(委員)

→現状手元に資料がないのでそれについては、次回までに用意する。(事務局)

→たぶん質問した委員のお話は、基本水量をまず下げて、低廉な部分だけ従量料金を低くするという方法もなくはないが、そうすると要は、8 m<sup>3</sup>以下の方はもっと料金が安くなるのか、そのようなことではないか。ただ、おそらく算定がかなり複雑になるということかと思う。(委員)

→私が言いたいのはそうではなく、少ない使用量の方に配慮したという言葉がかなり出てきているが、実際がその線よりもまだ少ないかもしれないので、そこを把握しておきたいというところである。(委員)

→次回までに調べて提出させていただく(事務局)

・今回いろんなパターンが出ているが、基本的には必要な収入を押さえておいて、それをどのように料金表で配分するかというところだと思うので、どの料金表であっても入ってくる収入は同じということで良いのか。(委員)

→ご認識のとおり、どの料金表でも、多少誤差はあるが同じ収入が入ってくる。前回の審議会でご検討いただいた、平均単価から11%というところで必要な料金収入はすべての体系で確保できている。(事務局)

→少量利用者の方は節水しても極端に下がるということはないと思うが、大口利用者は急に料金が上がるのであったら、かなり使い方を変えるという可能性がないか。いくつかパターンがあった時に、大口の方の料金改定率が高いと、逆に必要な収入が入ってこなくなるのではないかとということも懸念されるかと思う。(委員)

・今日この中のどの案でいくのかを決めるというわけではないか。(会長)

→今日決めるわけではない(事務局)

→それぞれの委員に持ち帰っていただいて、具体的な数字のところを見るために検討する時間があれば良いと考える。(会長)

→考え方の整理等をさせていただきたいというところがある。考え方が1番大事なので、それをきちんと整理できるような方向で、と思っているのでよろしく願います。(事務局)

・そうしたら委員それぞれ意見というか、この資料を見てどのような感想を持ったかというのをお聞きしておきたい。(会長)

→持ち帰って良く見ないと何とも言えないので見させていただく。(委員)

・まだよく見れていない意見で申し訳ないが、今私が思うのは、ずっと何十年も料金改定をしていなくて、そして新しく浄水場も作っており、ライフラインを保つという意識の中で料金体系④の使用者すべてが上がって、しかしながら、たくさん使う人がそんなに上がっていないのがこれかと思ったので、やはりあまり使っていない人が上がるのは気の毒かと思うが、値上がりは皆で支えないといけないという意味でもすべての使用者が上がら幅を抑えた中で上がるかたちが良いかと思う。(委員)

・今、最低料金を調べているみたいだが、あまり差がないと思う。少ない人もかなり

使ったというのが1年に1回くらいだと思う。少量使用者というのはあまり変わらないと思う。(委員)

・もらったばかりなので分からないが、資料で2、3点お聞きしたい。福智町はメーター使用料を取っていないと思うが、これは資料2の10ページの枠外に「メーターの使用量は、需要家費として基本料金に含まれるため、別枠で徴収しない」ということなので、今から新しくメーター料金を加算するということではないということか。メーター使用料は基本料金に含まれるのか。(委員)

→基本料金に含まれる。(事務局)

→それと福智町は一般用で20mmを使っている世帯が他所の地域に比べると多く、全体の2割弱くらいある。一般家庭は13mmが多いと思うが、福智町は合併して20mmを使っている世帯と13mmを使っている世帯が旧町の関係で地域が固まっているということはないか。全体で平均して20mm等を使っているところがあれば良いが、1つの地域(旧町)だけが高くなるとかそのようなかたちにならないように検討していただきたい。(委員)

→先ほど説明したとおり、口径別の負担になるのでメーター口径によって料金体系が変わるという方法を取るのでは、どうしてもメーター口径が変われば料金も変わる。(事務局)

→それは分かるが、1つの地域に20mmが固まっているか固まっていないかはまだ分かっていないであろう。(委員)

→そこまでは把握していないので、その件については確認する。(事務局)

→承知した。(委員)

・糸田町は基本料金が5㎡と10㎡となっている。これからは8㎡で色々考えを整理されているということで。資料についてまだ細かく理解していないので持ち帰って確認してから意見させていただく。(委員)

・論点としてどこを重視するかというところであると思う。小口の使用者の上げ幅をなるべく下げて大口の方を上げるのか、あるいは幅広くやるのか、逆に先ほど言ったように大口の方が逃げてしまう可能性があるのでは、そこは小口の方を中心に上げるのか、どこを重視するのかで結論は変わってくる。審議会の中でどの方針でいくのかを議論していく必要があるのかと思う。現時点では、どのパターンが良いかというのはすぐには分からない。おそらく論点を絞った後でどれがいいのかを決めていく感じになるかと思う。(委員)

→それぞれの体系案で一長一短あるので、全体の方針の確認をしていきたい。(会長)

- ・オブザーバー、何か質問あるか。(会長)  
→質問はない。次回以降、料金体系について議論が進むと思うが、引き続きよろしく  
願います。(オブザーバー)
  
- ・1つ確認したいことがある。言葉の意味で確認だが、18ページのスライドの下の方で  
加入金とあるが、加入金とはどなたに対してかけられているのかをお聞きしたい。  
(オブザーバー)  
→そちらは新規で加入・開栓された方に対してかかる料金である。(事務局)  
→新規加入者ということか(会長)  
→おっしゃるとおりである(事務局)  
→料金体系の部分でそれぞれ確認をしていたら、大口径の部分で少しずつ上がってくる  
ような料金体系案になってきているので、どういったかたちで進められるかは  
分からないが、ある程度、絞って進めた方が良いと感じた。(オブザーバー)
  
- ・以前の資料で田川市は、メーター使用料が80円となっていたが、基本料金に+80円  
となっても、メーター料金を取らないと、実際に入る料金は変わらないということか。  
料金体系案④だと8㎡以下の方は+80円となっているが、80円のメーター使用料を  
取らずにこれに含まれることになると、実際払う料金は変わらないということか。  
(委員)  
→こちらはすでにメーター使用料を含んだ料金を記載している。もともとの田川市の  
基本料金790円に80円を足した金額を記載している。(事務局)  
→では80円上がるということか。(委員)  
→変わらない。この料金体系案の中ではメーター使用料を含んだものであるので、田川市  
の現行料金と同じものについては変わっていない。(事務局)  
→メーター使用料を含んだ料金として表に示されている。なので±0というのはそれを  
含んでも変わらない。(会長)  
→料金体系案①で言うと、田川市の13mmの5㎡の870円というのが白黒になって  
いるので今で言うと790円+80円ということでこの料金体系案としてはそれを  
含めたところで870円として変わりがないということである。(事務局)  
→承知した。(委員)  
→おそらく資料はすべて税抜なので、実際の料金はそれに1.1をかけた額になると思う。  
(委員)
  
- ・以上の意見を参考にして次回に臨みたいと思う。(会長)

#### 4. その他

・事務局説明をお願いします。(会長)

→まず先ほどの持ち帰って検討いただくという件についてであるが、これについては今日資料を持ち帰って、中身をよく確認していただくために、2週間ほど期間を設定させていただく。2月14日までに意見を連絡いただけたらと思う。それと改定の影響早見表だが、取り扱い注意と書いているようにあくまで審議中の資料ということで配っているの、次回の審議会の時には資料を回収させていただくように考えているので、今回は持ち帰っていただき、中身を確認して2月14日までにご意見をいただき、次回審議会の時にはこの資料を持ってきていただくということをお願いします。(事務局)

→1つお願いします。先ほど委員が言われたように論点の整理を、どういう考え方が水道料金体系的に良いものであるかということの考え方の整理をしていただきたいと思うのでよろしくをお願いします。(事務局)

→事務局本部に確認するが、2週間後だと2月7日ではないか(事務局)

→ちなみにその時出す意見はどのようなものを出せば良いか。自由に意見を出すのか。それともこのような考えなのでこのパターンが良いのではないかとということを出した方がよろしいのか。(委員)

→先ほど話したように、例えば大口料金を下げて使用水量の少ないところを上げてある程度平均的な水道料金体系にしたほうが良い等の、考え方の整理をまずしないとどの料金体系が良いということにはならないと思うので、考え方の整理をしていただきたいと思っているのでよろしくをお願いします。(事務局)

→承知した。(委員)

### (3) 第4回審議会の日程

・2週間後にご意見をいただいた後、それから日程調整をさせていただこうと思うのでよろしくをお願いします。(事務局)

→おおむねいつぐらいか。2月中か。(会長)

→2月の終わりは議会があるのでそれが終わってからになると思う。2月の終わりから3月中旬の間で開催したいと思う。なるべく早い時期に連絡するのでよろしくをお願いします(事務局)

→承知した。

用意されている議事は以上であるが、委員・オブザーバーよろしいか。(会長)

→先ほど言われていた期限は2月14日なのか。2月7日で良いのか。(委員)

→2月7日(月)まででお願いします。(事務局)

・前回の振り返りで確認させていただきたい。前回、単価の設定に当たっては、高騰を抑えるために減価償却費等を含まない資金ベースで単価を試算したということだった

と思うが、大内田浄水場や現在建設している新浄水場の更新等の将来的な財源の考え方はどうしているのか。更新の補助みたいな確立したものがあるのか、それともどこかの時点で経費算出ということなのか。そのへんの考え方というのはどうなっているか。(委員)

→水道料金については、10年間の投資財政計画の見通しで決定しているような内容である。それ以降の分については、その時点が来る前にもう一度、投資財政計画を行って、水道料金をどう反映するべきであるかということとそこで検討されると思っている。今言われるように、将来、例えば大内田浄水場のやりかえ等を含んだものについてはまだ先の料金体系になるので、今の段階ではこの中には入っていない。  
(事務局)

→承知した。(委員)

・他意見なし。

・以上で第3回審議会を終了する。(会長)